

葛城市企業誘致推進にかかる
企業意向調査等業務委託
仕様書

令和8年5月

葛城市産業観光部商工観光プロモーション課

葛城市企業誘致推進にかかる企業意向調査等業務委託仕様書

1. 事業名称

葛城市企業誘致推進にかかる企業意向調査等業務委託

2. 事業場所

葛城市内外

3. 事業期間

契約日から令和9年3月12日（金）まで

- ① 作業日及び作業手順については本市と協議し、了承の上実施すること。
- ② 受注者が、不可抗力又は受託業者の責めに帰すことのできない事由により、事業期間の延長を必要とし、その旨を請求した場合は、延長期間を含め本市と受注者が協議して決定するものとする。

4. 業務内容

(1) 企業ニーズ調査業務

- ① 株式会社帝国データバンクが提供する事業者のデータベースを活用し、発注者が指定するエリア、業種、資本金等の条件に該当する事業者を500社以上抽出し、事業所の移設等の意向について対面によるヒアリング又は郵送によりニーズ調査を行う。

※調査項目としては、事業所の移設等の意向、移設等の意向のある事業所の使用目的（工場、倉庫、事務所等）、業種、事業所の移設等を希望する場所、希望する土地の面積、操業時間、希望する土地の㎡単価、操業開始予定時期、事業所の移設等を希望する土地・建物の状況、移設する事業所に従事する従業員数、事業所の開設にあたり重視する事項、葛城市に役割として期待する事項、等とする。なお調査項目については、上記に例示された項目の他に当該調査で有効と思われる調査項目を発注者と協議し、確定させること。

- ② 企業ニーズ調査結果を分析・整理し、発注者が企業誘致の施策を検討するための根拠として活用できるように報告書を作成し、提出する。

(2) 企業誘致 PR 活動

発注者が進める企業立地推進事業に寄与する活動として、企業立地セミナーを実施する。

企業立地セミナーの実施にあたり、実施内容、運営スケジュール等を企画し、発注者との協議により実施内容を確定させ、発注者と日程調整のうえ、企業立地セミナー会場及び機材の手配、講演者の選定、参加事業者の募集、開催案内文書の作成及び参加事業者への送付並びに広報活動、企業立地セミナー当日の支援等、発注者の支援を行う。

(3) 現地説明会の実施支援

葛城市への事業所の移設等を希望した事業者に対し、現地説明会を実施する。現地説明会の実施にあたり、実施内容、運営スケジュール等を企画し、発注者との協議により実施内容を確定させ、発注者と日程調整のうえ、会場及び機材並びに参加事業者の移動手段の手配、開催案内文書の作成及び参加事業者への送付並びに広報活動、現地説明会当日の支援等を行う。

(4) 事業所の移設等希望事業者への情報提供

事業所の移設等を希望した事業者を中心にメーリングリストを作成し、発注者が進める企業立地推進事業に関する情報を定期的に提供し、中長期的な事業所の移設等計画の検討を促す。なお作成したメーリングリストについては、契約期間満了後も葛城市が使用できるものとする。

5. 業務実施に係る要件

業務の実施に際しては、次に掲げる要件をすべて満たすこと。

- (1) 本業務実施のための正副担当者各1名を選任し、発注者に報告すること。
- (2) 正副担当者はいずれも常勤の正規雇用とすること。
- (3) 本業務の契約金額には、人件費、事業費、需用費、役務費、使用料及びその他事業に係る経費を含めるものとし、契約金額以外の費用を発注者が負担することのないようにすること。
- (4) 本業務の実施により得られた事業者情報は、原則として発注者に帰属すること。
- (5) 本業務の実施により得られた情報は、他者に漏らしてはならない。

6. 業務計画書の提出

受注後すみやかに、次に掲げる内容について記載した業務計画書を発注者に提出すること。

- (1) 本業務実施のための正副担当者の氏名、連絡先電話番号
- (2) 実施計画
- (3) 企業ニーズ調査の実施予定事業者のリスト及びアンケート調査票

7. 成果品

本業務の成果品として、次に掲げる書類を提出すること。

- (1) 報告書一式 2部（ファイルに綴じること）
 - ・企業ニーズ調査の実施事業者のリスト
 - ・企業ニーズ調査結果を分析・整理した報告書
 - ・「4.業務内容(2)から(5)」に記載の業務について、実施事業者のリスト
 - ・「4.業務内容(2)から(5)」に記載の業務について、実施内容の報告書
- (2) 上記報告書の電子データ一式（CD-R等） 1部

8. その他

- ① 受注者は他者の所有権や著作権を侵害しないこと。
- ② 本業務の中で使用する技術等において、既に第三者が著作権、所有権等を有する場合、必要な全ての権利処理は受注者において行うこととし、その経費は契約金額に含むものとする。
- ③ 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については全て受注者の責任と費用負担で対応するものとする。
- ④ 本仕様書に記載されていない事項が発生した場合又は本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、受注者と発注者で協議のうえ、処理するものとする。